

平成28年度内の軽微変更届出の対応について

昨年11月18日に「平成28年度中の設備認定等に係る申請期限について（注意喚起）」を資源エネルギー庁HPにてご案内し、今年度内に処理するための軽微変更届出の期限（平成29年1月20日）を設けておりますが、当該期限を過ぎた後の軽微変更届出の取扱いについてお知らせします。

- 軽微変更届出については、通常審査を行った上で問題なければ正式に受理を行います。ただし、現在多数の申請をいただいておりますので、原則として、来年度以降に審査及び受理を行うこととなります。来年度に審査を行った結果、要件を充足していないことが判明した場合は、提出された届出を受理することはできません。
- 太陽光発電設備50kW未満については、既に電子申請システムによる申請・届出を締め切っておりますが、特に発電事業者の名義の変更について、やむを得ない事情にも関わらず、届出期限（平成29年1月20日）までに提出できなかったために、電力会社との契約変更が困難となり^{※1}、再生可能エネルギー発電事業を円滑に進めることができない案件が散見されることから、太陽光発電設備50kW未満の今年度中の軽微変更届出は、紙書類の様式を平成29年3月30日(木)17時までにJPEA代行申請センターに到達するように提出してください^{※2}。
 - ※1 事業者名の変更に伴う電力会社との契約変更について、これまで電子申請により軽微変更届出を行っていることを示す書類（「軽微変更届出情報参照画面」を印刷したもの）にて電力会社に受け付けていただく運用としておりました。
 - ※2 太陽光発電設備50kW以上および太陽光発電設備以外のFIT設備の軽微変更届出は、従前どおり紙書類の様式により各経済産業局の認定担当部署に平成29年3月31日（金）17時までに到達するように提出してください。
 - ※3 紙書類を郵送にて提出される場合には、簡易書留など記録の残る送付方法での送付を推奨いたします。
 - ※4 当該提出期限までに到達がなされなかった場合、現行制度に基づく届出として取り扱うことは出来ないため、これを受け取ることは出来ませんので、ご注意ください。

（参考）

太陽光発電設備50kW未満の紙書類での提出については、以下のURLを参照してください。
http://www.fit.go.jp/contents/link_summary.html

【電力会社との手続について】

- いずれの設備であっても、事業者名の変更に係る軽微変更届出に限り、各電力会社において、提出した届出書の写しをもって接続契約又は申込み名義の変更手続を進めることができる運用といたします。詳細は各電力会社にお問合せください。

以上